

中国人民銀行、「多国籍企業グループのクロスボーダー人民元資金 集中運営管理業務展開に関する通知」

人民元のクロスボーダープーリング、経常項目集中決済が全国で取扱可能に

トランザクションバンキング部

2014年11月2日付で、中国人民銀行(PBOC)総行よりクロスボーダー双方向人民元プーリングおよび経常項目人民元集中決済に関する通知「中国人民銀行、多国籍企業グループのクロスボーダー人民元資金集中運営管理業務展開に関する通知」(銀発[2014]324号、以下略称「324号通知」)が公布されました。公布日から施行されます。

1、経緯

中国(上海)自由貿易試験区(以下略称、上海自貿区)におきましては、2014年2月20日、PBOC上海本部が「中国(上海)自由貿易試験区での人民元クロスボーダー使用の拡大を支持することに関する通知」(銀総部発[2014]22号、以下略称「上海自貿区22号通知」)を公布し、上海自貿区に所属する企業を幹事としたクロスボーダー双方向人民元プーリングやクロスボーダー人民元集中決済を認めていましたが、今回はこれらのスキームを上海自貿区幹事企業に限定せず全国の企業に展開するものです。

PBOCは先に2014年6月11日付で公布した「<国務院弁公庁による対外貿易の安定成長の支持に関する若干意見>の貫徹・具体化に関する指導意見」(銀発[2014]168号)の中で、これらスキームを全国展開する方向性のみ示していましたが、今回の「324号通知」の施行により漸く具体的な実行に移されることになりました。

また、「324号通知」によって、クロスボーダープーリングを始めとする資金集中運営管理の通達が外貨・人民元ともに揃ったこととなります。¹

【図表 1: 資金集中運営管理に対する通貨別通達状況】

	外貨	人民元
上海自貿区版	2014/2/28 に公布済 「中国(上海)自由貿易試験区建設を支持する外貨管理実施細則」(上海匯発[2014]26号)	2014/2/20 に公布済 「中国(上海)自由貿易試験区での人民元クロスボーダー使用の拡大を支持することに関する通知」(銀総部発[2014]22号)
全国版	2014/4/25 に公布済 「多国籍企業外貨資金集中運営管理規定(試行)」(匯発[2014]23号)	2014/6/11 に銀発[2014]168号を公布し、 2014/11/2 に本件「324号通知」を公布

¹ それぞれの通知の詳細につきましては、BTMU(China)実務・制度ニュースレターをご覧ください。

ニュースレター第86期 : 「中国(上海)自由貿易試験区での人民元クロスボーダー使用の拡大を支持することに関する通知」(銀総部発[2014]22号) <http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/314022603.pdf>

ニュースレター第88期 : 「中国(上海)自由貿易試験区建設を支持する外貨管理実施細則」(上海匯発[2014]26号) <http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/314030502.pdf>

ニュースレター第95期 : 「多国籍企業外貨資金集中運営管理規定(試行)」(匯発[2014]23号) <http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/314043001.pdf>

2、「324号通知」の概要（「上海自貿区22号通知」との比較）

「324号通知」の規定内容は、「上海自貿区22号通知」とはいくつか異なる点があります。幹事企業が全国に拡大しただけでなく、スキーム開始には所在地 PBOC 宛の申請が必要となります。またネット流入の上限額が新たに設けられています。これらは一見規制強化のように見えますが、逆にこのように取扱ルールが規範化されたことで当局の口頭指導による制限といった運用上の不透明さが回避されることが期待されます。

【図表 2:「324号通知」と「上海自貿区22号通知」との比較】

項目		「上海自貿区22号通知」 (上海自貿区版スキーム)	「324号通知」 (全国版スキーム:今回)
幹事企業		自貿区企業限定	全国の企業 (独立法人資格を有すること、財務公司も可)
メンバー企業の定義		出資関係のある関連企業 (出資比率は明確化せず)	メンバー企業の持分条件を明確化(第二条)
当局手続		PBOC 事前備案不要	・ <u>クロスボーダープーリング</u> : 決済銀行所在地の PBOC 宛事前備案が必要(決済銀行と幹事企業は同じ登録所在地) ・ <u>集中決済</u> : 明文規定無し
銀行数制限		1 銀行限定	・ <u>クロスボーダープーリング</u> : 原則1銀行(原則1プーリング)。複数プーリングを導入する場合は PBOC 総行への申請が必要で、複数銀行で取扱できる可能性有。同一企業は1つのプーリングにのみ参加可能。 ・ <u>集中決済</u> : 複数銀行での取扱可能
クロスボーダープーリング	参加企業の条件	無 (メンバー企業の定義のみ)	・メンバー企業の経営期間が3年以上 ・域内メンバー企業の前年度営業収入合計が50億人民元以上 ・域外メンバー企業の前年度営業収入合計が10億人民元以上
	資金移動限度額	無	・ <u>ネット流入額</u> : 「域内メンバー企業の所有者権益×多国籍企業集団の持分比率」の総和×PBOCが定める係数(現時点0.1) ・ <u>ネット流出額</u> : 制限無
	原資	融資活動で発生したキャッシュフローは使用不可	キャッシュフローは生産経営活動と実業投資活動から生じたことを備案時に承諾要、実質同左(銀行によるエビデンスチェック要否は規定無し)
	専用口座の取扱	口座内資金はその他の資金と混用不可	口座内資金は有価証券、金融デリバティブ商品及び非自社用不動産への投資、理財商品の購入、非メンバー企業に委託貸付を行うことは不可(上記以外の用途は可と解される)
集中決済、ネットティングの取扱可否		経常項目集中決済可	経常項目集中決済・ネットティング可
その他		上海 PBOC より運用面で個別口頭指導有り	自貿区企業は「上海自貿区22号通知」での取扱か、「324号通知」での取扱かを選択し所在地 PBOC に備案(決定後変更不可) 運用面での個別指導の有無は現時点では不明

3、クロスボーダー双方向人民元プーリング決済業務の導入手続

クロスボーダー双方向人民元プーリングの導入を希望する企業は、所在地決済銀行を通じて所在地 PBOC への備案(届出)が必要です。

(1) 備案にあたっての必要書類は以下の通りです。

- ✓ 決済銀行と幹事企業が締結したクロスボーダー双方向人民元プーリング業務協議書
- ✓ 幹事企業のクロスボーダー双方向人民元プーリング業務取扱い申請書

上記申請書には以下を含みます。

- ◆ 域内外メンバー企業リスト
- ◆ 域内メンバー企業の前年度所有者権益と営業収入が分かる報告書
- ◆ 域外メンバー企業の前年度営業収入が分かる報告書
- ◆ 幹事企業とメンバー企業が締結したクロスボーダー双方向人民元プーリング業務協議書
あるいは
多国籍企業グループが発行し、各方の権利と義務を明確にして各側が同意した証明資料
※本資料で、集中したキャッシュフローが生産経営活動と実業投資活動から生じたことを保証しなければなりません。

(2) 所在地 PBOC は、備案資料を受領してから 10 営業日以内に備案手続を完了し、備案通知書を発行します。

4、企業への影響

今回の全国版「324 号通知」では、メンバー企業の定義における持分比率を始めとして、クロスボーダー双方向人民元プーリング業務の取扱いにおいて、PBOC への備案申請が必要であることや、参加企業の年商への要求が明確化され、クロスボーダー資金流入の限度額が厳しく管理されるなど、全国の多国籍企業グループは業務を実施するに当たって自貿区企業よりも高いハードルが課されたと言えます。

中でもクロスボーダー双方向人民元プーリングにおけるネット流入額については、PBOC が定める係数が現時点では 0.1 とホットマネー対策を含め海外からの流入に制約が大きいスキームとなっていますが、ネット流出額は制限無しとされていますので中国内の余剰資金を海外グループ企業で有効活用したい場合はメリットが大きいですし、投資性公司等の資本金が大きい企業を始めとして、本スキーム導入に弾みがつくことが期待されます。

特に「324 号通知」は、「上海自貿区 22 号通知」で企業が導入を躊躇する一要因となっていた、多くの多国籍企業グループの「グループの資金を統括管理している統括会社(上海自貿区外企業)を幹事企業にしたい」という要望に応える形になっており、グローバルな資金管理へ向けての開放は着実に進んでいる、と行うことができるでしょう。

本件については当局による実務解釈が不明な点が数多く残されており、当局に追加確認を行った上、今後も情報を随時展開させていただきます。

以上

以下は、中国語原文と日本語対訳です。

中国語原文	日本語対訳
<p style="text-align: center;">银发[2014]324号</p> <p style="text-align: center;">中国人民银行关于跨国企业集团开展跨境人民币资金集中运营业务有关事宜的通知</p> <p>中国人民银行上海总部，各分行、营业管理部、省会(首府)城市中心支行、副省级城市中心支行；国家开发银行、各政策性银行、国有商业银行、股份制商业银行，中国邮政储蓄银行；</p> <p>为贯彻落实《国务院办公厅关于支持外贸稳定增长的若干意见》(国办发[2014]19号)，2014年6月11日，印发了《中国人民银行关于贯彻落实〈国务院办公厅关于支持外贸增长的若干意见〉的指导意见》(银发[2014]168号)，明确跨国企业集团可以根据中国人民银行有关规定开展跨境人民币资金集中运营业务。根据《中华人民共和国中国人民银行法》等法律法规，现就跨国企业集团开展跨境人民币资金集中运营业务有关事宜通知如下：</p> <p>一、跨国企业集团按照本通知有关要求可以开展跨境人民币资金集中运营业务，包括跨境双向人民币资金池业务和经常项下跨境人民币集中收付业务。</p> <p>二、本通知所称跨国企业集团是指以资本为联结纽带，由境内外母公司，子公司，参股公司及其他成员企业共同组成的企业联合体。包括母公司及其控股51%以上的公司，母公司，控股51%以上的子公司单独或者共同持股20%以上的公司，或者持股不足20%但处于最大股东地位的公司。</p> <p>本通知所称境内成员企业是指经营时间3年以上，且不属于地方政府融资平台，房地产行业，即未被列入出口货物贸易人民币结算企业重点监管名单的跨国企业集团成员企业。</p>	<p style="text-align: center;">銀発[2014]324号</p> <p style="text-align: center;">中国人民銀行、多国籍企業グループのクロスボーダー人民元資金集中運営管理業務展開に関する通知</p> <p>中国人民銀行上海本部、各分行、営業管理部、省会(首府)都市中心支行、副省級都市中心支行；国家開發銀行、各政策性銀行、国有商業銀行、株式制商業銀行、中国邮政貯蓄銀行；</p> <p>「國務院弁公庁の對外貿易安定成長支持に関する若干意見」(国弁発[2014]19号)を徹底して実行するために、2014年6月11日、「中国人民銀行の〈國務院弁公庁による對外貿易の安定成長の支持に関する若干意見〉の貫徹・具体化に関する指導意見」(銀発[2014]168号)を公布し、多国籍企業グループが中国人民銀行の関連規定に基づきクロスボーダー人民元資金集中運営業務を展開できることを明確にした。「中華人民共和国中国人民銀行法」等の法律法規に基づき、ここに多国籍企業グループがクロスボーダー人民元資金集中運営業務を展開することについての関連事項を以下のように通知する：</p> <p>一、多国籍企業グループは本通知の関連要求に基づき、クロスボーダー人民元資金集中運営業務を展開することが可能で、クロスボーダー双方向人民元プーリング業務と經常項目のクロスボーダー人民元集中決済業務が含まれる。</p> <p>二、本通知でいう多国籍企業グループとは資本関係があり、域内外の親会社、子会社、持分会社及びその他メンバー企業が共同で構成した企業連合体を指す。親会社及びその持分51%以上の会社、親会社、持分51%以上の子会社の単独或いは共同での持分が20%以上の会社、或いは持分20%未満だが筆頭株主となる会社を含む。</p> <p>本通知でいう域内メンバー企業とは経営期間3年以上、かつ地方融資プラットフォームと不動産業界に属さず、輸出貨物貿易人民元決済企業重点監督管理リストに記載されていない多国籍企業グループのメンバー企業を指す。</p> <p>本通知でいう域外企業とは域外(香港、マカオ及び台湾地区を含む)で経営期間3年以上の多国籍企業グループのメ</p>

本通知所称境外企业是指在境外（含香港，澳门和台湾地区）经营时间3年以上的跨国企业集团成员企业。

三、本通知所称跨境双向人民币资金池业务是指跨国企业集团根据自身经营和管理需要，在境内外非金融成员企业之间开展的跨境人民币资金余缺调剂和归集业务。

本通知所称经常项下跨境人民币集中收付业务是指跨国企业集团对境内外成员企业的经常项下跨境人民币收付款进行集中处理的业务。

四、跨国企业集团开展跨境双向人民币资金池业务，其参加归集的境内外成员企业需满足以下条件：

（一）境内成员企业上年度营业收入合计金额不低于50亿元人民币；

（二）境外成员企业上年度营业收入合计金额不低于10亿元人民币。

五、跨国企业集团原则上在境内只可设立一个跨境双向人民币资金池。跨国企业集团可以指定在中华人民共和国境内依法注册成立并实际经营或投资、具有独立法人资格的成员企业（含财务公司），作为开展跨境双向人民币资金池业务的主办企业。

六、主办企业应在其注册所在地选择一家具备国际结算业务能力，且经验丰富的银行作为跨境双向人民币资金池业务结算银行，与其签订办理跨境双向人民币资金池业务协议。

七、主办企业应按照《人民币银行结算账户管理办法》（中国人民银行令[2003]第5号发布）等银行结算账户管理规定申请开立人民币专用存款账户，专门用于办理跨境双向人

民币企业业务的。

三、本通知でいうクロスボーダー双方向人民元プーリング業務とは多国籍企業グループが自社の経営と管理上のニーズに基づき、域内外の非金融メンバー企業間において展開するクロスボーダー人民元資金のポジション調整と集中業務を指す。

本通知でいう經常項目のクロスボーダー人民元集中決済業務とは多国籍企業グループが域内外メンバー企業の經常項目のクロスボーダー人民元受け払いに対して行う集中処理業務を指す。

四、多国籍企業グループがクロスボーダー双方向人民元プーリング業務を展開するにあたり資金集中に参加する域内外メンバー企業は以下条件を満たさなければならない：

（一）域内メンバー企業の前年度営業収入合計が50億人民元を下回らないこと；

（二）域外メンバー企業の前年度営業収入合計が10億人民元を下回らないこと。

五、多国籍企業グループは原則として域内で1つのクロスボーダー双方向人民元プーリングのみを展開することができる。多国籍企業グループは中華人民共和国域内で法に則り登記設立し実際に経営あるいは投資を行い、かつ独立法人資格を有するメンバー企業（財務会社を含む）を、クロスボーダー双方向人民元プーリング業務を展開する幹事会社として指定することができる。

六、幹事企業はその登記所在地で国際決済業務能力を有し、経験豊富な1つの銀行をクロスボーダー双方向人民元プーリング業務の決済銀行として選び、その決済銀行とクロスボーダー双方向人民元プーリング業務協議書を締結しなければならない。

七、幹事企業は「人民元の銀行決済口座管理弁法」（中国人民銀行令[2003]第5号）等の銀行決済口座管理規定に基づき人民元専用預金口座の開設を申請しなければならず、専用口座においてクロスボーダー双方向人民元プーリ

民币资金池业务，账户内资金按单位存款利率执行，不得投资有价证券、金融衍生品以及非自用房地产，不得用于购买理财产品和向非成员企业发放委托贷款。境内外成员企业与此账户发生资金往来必须通过其人民币银行结算账户办理。

八、结算银行开展跨国企业集团跨境双向人民币资金池结算业务，应向所在地人民银行副省级城市中心支行以上分支机构备案，提交以下材料：

(一) 结算银行与主办企业签订的办理跨境双向人民币资金池业务协议；

(二) 主办企业办理跨境双向人民币资金池业务的申请，包括：境内外成员企业名单（含名称、注册地、股权结构、营业时间）；境内成员企业反映上年度所有者权益和营业收入的报表；境外成员企业反映上年度营业收入的报表；主办企业与成员企业签订的跨境双向人民币资金池业务协议，或跨国企业集团出具的明确各方权利义务且各方均同意的证明材料，协议或证明材料须保证归集的现金流来自于生产经营活动和实业投资活动。

人民银行副省级城市中心支行以上分支机构应在结算银行提交完整的备案材料之日起十个工作日内完成备案手续，并出具备案通知书，同时将资金池应计所有者权益数据报送人民银行总行，其中，资金池应计所有者权益=Σ（境内成员企业的所有者权益×跨国企业集团的持股比例）。

九、人民银行对跨国企业集团跨境双向人民币资金池业务实行上限管理。

跨境人民币资金净流入额上限=资金池应计所有者权益×宏观审慎政策系数。

宏观审慎政策系数初始值为0.1。人民银行根据宏观经济形势和信贷调控等的需要进行动态调整。结算银行和主办企业应做好额度控

ング業務を取扱い、口座内の資金は法人の預金金利が適用され、有価証券、金融デリバティブ商品及び自家用ではない不動産へ投資してはならず、理財商品の購入と非メンバー企業への委託貸付を行うことはできない。域内外メンバー企業の当口座との間に発生した資金の往来は必ず、当該人民元銀行決済口座を通じて取り扱われなければならない。

八、決済銀行は多国籍企業グループのクロスボーダー双方向人民元プーリング決済業務を展開するにあたって、所在地の人民銀行副省級都市センター支店以上の分支機構へ備案(届出)し、以下の資料を提出しなければならない。

(一) 決済銀行が幹事企業と締結したクロスボーダー双方向人民元プーリング業務協議書；

(二) 幹事企業のクロスボーダー双方向人民元プーリング業務の申請書には、以下の内容が含まれる：域内外メンバー企業リスト(名称、登記地、持分構成、経営期間を含む)；域内メンバー企業の前年度所有者權益と営業収入を反映した報告書；域外メンバー企業の前年度営業収入を反映した報告書；幹事企業とメンバー企業が締結したクロスボーダー双方向人民元プーリング業務協議書、あるいは多国籍企業グループが発行した各方の権利と義務を明確にした、かつ各方が同意した証明資料。協議書或いは証明資料では集中するキャッシュフローが生産経営活動と実業投資活動から生じたことを保証しなければならない。

人民銀行副省級都市センター支店以上の分支機構は決済銀行が完全な備案資料を提出した日から10営業日以内に備案手続を完了し、備案通知書を発行しなければならない。同時にプーリングに組入れるべき所有者權益データを人民銀行總行へ報告する。その中で、プーリングに組入れるべき所有者權益=Σ(域内メンバー企業の所有者權益×多国籍企業グループの持分比率)とする。

九、人民銀行は多国籍企業グループのクロスボーダー双方向人民元プーリング業務に対して(ネット流入額の)上限管理を実行する。

クロスボーダー人民元資金のネット流入額上限=プーリングに組入れるべき所有者權益×マクロプルーデンス政策変数。

マクロプルーデンス政策変数の初期値は0.1とする。人民銀

制，确保任一时点净流入余额不超过上限，对于境内成员企业在前海、昆山、苏州工业园区和天津生态城等试点区域内，且从境外已借入人民币资金的，根据其借款额对净流入额上限作相应扣减。跨境人民币资金净流出额暂不设限。

十、资金池应计所有者权益增加超过 20%的，经主办企业申请，结算银行可以为其调增跨境人民币资金净流入额上限。资金池应计所有者权益减少超过 20%的，结算银行应及时为主办企业调减跨境人民币资金净流入额上限。对于此前净流入发生额超过调减后上限的部分，应在一个月内调出资金以满足新上限要求。对于资金池应计所有者权益增（减）超过 20%的，结算银行应在调增或调减跨境人民币资金净流入额上限后向人民银行副省级城市中心支行以上分支机构备案。人民银行副省级城市中心支行以上分支机构应将调整后的资金池应计所有者权益数据报送人民银行总行。

十一、跨国企业集团因业务发展需要，确需设立多个资金池的，应向人民银行总行备案，备案内容包括拟设立资金池的个数，主办企业和结算银行及其原因等。人民银行总行在收到备案后的十个工作日内通知主办企业和结算银行所在地人民银行副省级城市中心支行以上分支机构，有关主办企业和结算银行即可以按照本通知要求办理备案和开展业务。跨国企业集团同一境内成员企业只能参加一个资金池。

十二、主办企业，结算银行发生变更的，变

行はマクロ経済情勢と貸付調整等のニーズに基づき動態調整を行う。決済銀行と幹事企業は限度枠コントロールを行い、いかなる時点でもネット流入額が上限を超過しないことを確実に保証し、域内メンバー企業が前海、昆山、蘇州工業園区及び天津生態城等の試験区域内にあり、かつ既に域外から人民元資金を借入れている場合、その借入金額に基づきネット流入額上限に対して当該借入金額を控除しなければならない。クロスボーダー人民元資金のネット流出額は暫く上限を設定しない。

十、プーリングに組入れるべき所有者權益の増加幅が 20%を超過する場合、幹事企業の申請に基づき、決済銀行はクロスボーダー人民元資金のネット流入額上限を調整して増加させることができる。プーリングに組入れるべき所有者權益の減少幅が 20%を超過する場合、決済銀行は遅滞なく幹事企業に対しクロスボーダー人民元資金のネット流入額上限を調整して減少させなければならない。調整前のネット流入発生額が調整して減少後の上限を超過する部分に対しては、1 ヶ月以内に資金を移動させて新上限の要求を満たさなければならない。プーリングに組入れるべき所有者權益の増加（減少）分が 20%を超過する場合、決済銀行はクロスボーダー人民元資金のネット流入額上限を増加あるいは減少させた後、人民銀行副省級都市センター支店以上の分支機構に備案しなければならない。人民銀行副省級都市センター支店以上の分支機構は調整後のプーリングに組入れるべき所有者權益データを人民銀行総行へ報告しなければならない。

十一、多国籍企業グループが業務發展上のニーズにより、確実に複数個のプーリングの構築が必要な場合、人民銀行総行宛に備案を行わなければならない、備案内容には、構築予定のプーリングの数、幹事企業と決済銀行及び備案の理由を含む。人民銀行総行は備案を受領後 10 営業日以内に幹事企業と決済銀行所在地の人民銀行の副省級都市のセンター支店以上の分支機構に通知し、関連幹事企業と決済銀行は本通知の要求に基づき速やかに備案と業務展開を行うことができる。多国籍企業グループの同一域内参加企業は 1 つのプーリングにしか参加できない。

十二、幹事企業、決済銀行に変更が生じた場合、変更前後

更前后的主办企业、结算银行应在十个工作日内向所在地人民银行副省级城市中心支行以上分支机构报告变更情况，且变更后的主办企业、结算银行应按本通知有关规定更新备案材料。

十三、跨国企业集团可通过主办企业或另行选择其他成员企业，在其注册所在地选择多家银行开立人民币银行结算账户，办理经常项下跨境人民币集中收付业务，可采用轧差净额结算方式，按照企业集团收付总额轧差或成员企业收付额逐个轧差结算；主办企业或跨国企业集团选择的其他成员企业应与开展业务的各方签订集中收付协议，明确各自承担贸易真实性等的责任。

十四、财务公司作为主办企业的，应将跨境人民币资金集中运营业务和其他业务（包括自身资产负债业务）分账管理，财务公司作为主办企业开立的人民币银行结算账户按同业存款利率计息。

财务公司从事跨境人民币资金交易应遵守国务院银行业监督管理机构的规定。

十五、办理跨境人民币资金集中运营业务的结算银行，应制定业务操作规程，并向人民银行副省级城市中心支行以上分支机构备案。

十六、结算银行应按照“了解你的客户”，“了解你的业务”，“尽职审查”原则，做好人民币资金集中运营业务真实性和合规性审核，切实履行反洗钱和反恐怖融资义务。

十七、结算银行应及时准确完整地向人民币跨境收付信息管理系统报送有关账户信息、业务信息以及跨境收支信息。经常项下跨境人民币集中收付业务的轧差净额收入或净额

の幹事企業、決済銀行は10営業日以内に所在地人民銀行の副省級都市のセンター支店以上の分支機構へ変更状況を報告し、且つ変更後の幹事企業と決済銀行は本通知関連規定に基づき備案資料を更新しなければならない。

十三、多国籍企業グループは幹事企業あるいは別途選択したその他のメンバー企業を通じて、その登記所在地にある複数の銀行で人民元銀行決済口座を開設し、經常項目のクロスボーダー人民元集中決済業務を行うことが可能で、企業グループの収支総額に基づくネットィング方式あるいは個々のメンバー企業の収支額に基づくネットィング方式を採用することができる；幹事企業或いは多国籍企業グループが選択したその他メンバー企業は業務に関連する各方と集中決済協議書を締結し、各自が負う貿易真实性等の責任を明確にしなければならない。

十四、財務会社が幹事企業である場合、クロスボーダー人民元資金集中運營業務とその他業務（自社の資産負債業務を含む）は分別記帳で管理しなければならない。財務会社が幹事企業として開設した人民元銀行決済口座はインターバンク預金利率に基づき利息を計算する。

クロスボーダー人民元資金取引に従事する財務会社は国务院の銀行業監督管理機構の規定を遵守しなければならない。

十五、クロスボーダー人民元資金集中運營業務を行う決済銀行は、業務操作マニュアルを制作し、人民銀行副省級都市センター支店以上の分支機構に備案しなければならない。

十六、決済銀行は「顧客を理解する」、「業務を理解する」、「デューデリジェンス」の原則に基づき、人民元資金集中運營業務の真实性と合法性審査を行い、適切にアンチマネーロンダリングと反テロ融資義務を履行しなければならない。

十七、決済銀行は関連口座情報、業務情報及びクロスボーダー収支情報を遅滞無く完全、正確に人民元クロスボーダー収支情報管理システムに報告しなければならない。經常項目のクロスボーダー人民元集中決済業務のネットィン

<p>支付按照实际净额报送，根据“金额从大”原则报送在相应项目下，并按月将集中收付所涉及各个企业的人民币跨境收支总额统计数据报送至人民银行副省级城市中心支行以上分支机构。</p>	<p>グ収入あるいはネットイング支出は実際のネット額に基づき報告し、「高額な取引項目を報告する」という原則に基づき相応する項目において報告し、さらに月毎に集中決済に関連する各企業の人民元クロスボーダー収支総額の統計データを人民銀行副省級都市センター支店以上の分支機構に報告しなければならない。</p>
<p>十八、人民银行总行及分支机构根据本通知对跨国企业集团跨境人民币资金集中运营业务实施监督管理。</p>	<p>十八、人民銀行総行及び分支機構は本通知に基づき、多国籍企業グループのクロスボーダー双方向人民元資金集中運營業務に対して監督管理を行う。</p>
<p>十九、人民银行分支机构应利用人民币跨境收付信息管理系统，做好信息监测分析，定期对结算银行的跨境人民币资金集中运营业务开展情况依法进行非现场检查监督，并根据实际需要进行现场检查，防范风险。发现银行或企业违反有关规定的，应要求其限期整改并根据有关规定进行处理。</p>	<p>十九、人民銀行分支機構は人民元クロスボーダー決済情報管理システムを利用して、情報モニタリング分析を行い、定期的に決済銀行のクロスボーダー人民元資金集中運營業務の展開状況に対して法に則ってオフサイト検査監督を行い、必要に応じ現場検査を行い、リスクを防止しなければならない。銀行あるいは企業が関連規定に違反する場合、期限内に改正を要求し、関連規定に基づき処理する。</p>
<p>二十、中国（上海）自由贸易试验区企业办理跨境人民币资金集中运营业务，可自行决定依据本通知或《中国人民银行上海总部关于支持中国(上海)自由贸易实验区扩大人民币跨境使用的通知》(银总部发(2014)22号)办理，并向人民银行上海总部备案，办理依据一经决定，不得变更。</p>	<p>二十、中国(上海)自由貿易実験区の企業がクロスボーダー人民元資金集中運營業務を取扱う際、本通知に基づき取り扱うか、あるいは「中国人民銀行上海総部の中国(上海)自由貿易試験区での人民元クロスボーダー使用の拡大を支援することに関する通知」(銀総部発[2014]22号)に基づき取扱うかを自らで決定し、人民銀行上海総部に備案することができる。取扱い基準となる通知を決定した後、変更はできない。</p>
<p>二十一、本通知自印发之日起施行。以前规定与本通知不一致的，按本通知执行。请人民银行副省级城市中心支行以上分支机构将本通知转发到辖区内人民银行分支机构，城市商业银行、外资银行及其他开办跨境人民币业务的金融机构。</p>	<p>二十一、本通知は公布日から施行する。以前の規定と本通知に不一致が生じた場合、本規定に基づき執行する。人民銀行副省級都市センター支店以上の分支機構は本通知を管轄区内の人民銀行分支機構、都市商業銀行、外資銀行及びその他クロスボーダー人民元業務を行う金融機構へ転送すること。</p>
<p>中国人民银行 2014年11月1日</p>	<p>中国人民銀行 2014年11月1日</p>

【日本語仮訳：三菱東京UFJ銀行（中国）トランザクションバンキング部】

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室

上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亜大厦22階 照会先：山脇佳奈 TEL021-6888-1666 ext.4262